

**(稲又議員)**

福岡労働局が公表した令和6年度における個別労働紛争解決制度の施行状況によると、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が12年連続で最多となっており、職場におけるハラスメント問題が依然として深刻であることが明らかになりました。職場でのトラブルに関する相談件数は年々増加傾向にあるようです。特に、個別労働関係紛争に関する相談件数は10,171件で、前年から18.0%という大幅な増加となり、当事者同士の話し合いでは解決が困難な場合に、第三者である紛争調整委員会が仲介に入る「あっせん」の申請件数も72件に達し16.1%の増加となっております。こうしたことから本県において職場環境の健全化に向けた取組が求められるのではないかと考えられます。本県には、労働問題で悩んでいる方が誰でも気軽に相談できる窓口として労働者支援事務所が県内に4か所あります。そこで、県の労働者支援事務所における労働相談業務について伺います。



本県の労働者支援事務所における労働相談の状況について事前要求資料に

基づき説明を願います。

(労働政策課長)

労働者支援事務所は、労働者・使用者および県民の皆様から労働問題全般に関する相談に応じ、助言や情報提供を通じてトラブルの解決が図られるよう支援を行うこと、働き方改革に取り組む企業への支援を行うこと等を通じ、働く皆様の労働環境の向上を図ることを目的として、県内4地区に設置されております。

次に、お手元配付の資料についてご説明をいたします。この資料は、労働者支援事務所における過去3か年の労働相談の状況についてお示ししたものです。

まず、相談件数についてです。昨年度の相談件数は6,451件で、令和5年度の相談件数7,264件に比べ11.2%減少しました。

次に、労働者・使用者別の相談件数についてです。昨年度の相談件数6,451件のうち、労働者からの相談は6,100件となっており、全体の9割以上を占めています。

次に、相談内容の内訳についてです。相談内容別に見て、昨年度は、多い順に、「職場の人間関係」が1,088件、「解雇・退職勧奨」が819件、「賃金」が642件、「労働保険」が559件となっており、順位にはばらつきはありますが、ここ数年においても同様の傾向が見られます。

また、相談内容が最も多い「職場の人間関係」については、いじめ・嫌がらせ・パワハラについての相談が大多数を占めています。

(稲又議員)

労働者からの相談が9割以上を占めるが、相談をする労働者の職種、働く企業の規模等に特徴的なものがあるのか伺います。

(労働政策課長)

相談をされる労働者を職種別に見ますと、ここ数年は、いずれの年度も医療・福祉が最も多く、全体の2割程度を占めています。続いてサービス業、卸売・小売業が多い傾向にあります。

企業の規模別にみますと、規模が小さい企業で働かれている労働者の方からの相談件数が多い傾向にあり、特に従業員30人未満の小規模事業所が、ここ数年は全体の4分の1程度を占めています。

(稲又議員)

県内に4か所ある労働者支援事務所のことを知らないとの声を県民から聞くことがよくありますが、労働者支援事務所の相談窓口の周知はどのように行っているのか伺います。

(労働政策課長)

労働者支援事務所の広報については、県のホームページでの発信のほか、県が実施している労働教育講座および労働経営セミナーの場での紹介、就業前労働講座の案内等の機会を捉えてのリーフレットの送付に加え、コンビニエンスストアや大型小売店に対し、労働相談のポスターの掲示を依頼し周知を行っています。

さらに、年に2回の日曜労働相談会や、「職場のハラスメント」や「解雇・雇止め」といったテーマ別の相談会といった特別労働相談会を開催する際は、ポスター、チラシによる広報のほか、県の新聞定期広告への掲載、テレビ番組、ラジオ番組、SNSでの紹介、記者への資料提供による周知を行っています。

(稲又議員)

相談は基本的に来所もしくは電話で受け付け、その時間帯は平日の日中に限られており、水曜日のみ夜間電話相談を行っています。最近の多様な働き方の

普及を踏まえ、今後の受付時間帯の拡大やオンラインの活用等は検討しないのかお尋ねします。

(労働政策課長)

相談対応時間については、毎週水曜日に夜間労働相談として受付時間帯を20時までに延長しております。また、昨年8月にオンラインによる労働相談の受付を開始したところであり、本年1月末時点で計191件の相談がございました。

オンラインによる労働相談を導入し、24時間相談受付が可能となったことから、現時点ではさらなる受付時間帯の拡大は予定しておりません。

(稲又議員)

本県でも近年増加傾向にあると思われる外国人労働者からの相談の受付状況はどのようになっているのか、多言語対応の状況も含めてお尋ねします。

(労働政策課長)

労働者支援事務所に相談に来られた外国人労働者の人数は、ここ数年で多い年は70人台、少ない年は20人台と年度によってばらつきがありますが、昨年度は45人であり、中国が最多でした。

県では、福岡出入国在留管理局等の外国人材に係る専門機関と一体となった「FUKUOKA IS OPEN センター」を令和6年10月に開設し、県内の在住外国人からの生活や就労等の相談に24言語、ワンストップで対応しており、労働者支援事務所における相談の際に通訳を必要とする場合には、当該センターが実施する通訳支援を活用することとしています。

(稲又議員)

労働相談の窓口は労働者支援事務所以外にも様々存在すると思うが、どのような役割分担を行っているのか、また、他の窓口との連携はどのように行われ

ているのか伺います。

(労働政策課長)

労働者支援事務所以外の相談機関としては国の地方機関である福岡労働局があり、当該機関では、

- ・ 総合労働相談コーナーによる情報提供、相談
- ・ 福岡労働局長による助言・指導
- ・ 紛争調整委員会によるあっせん

を行っています。

このほか、福岡県弁護士会や社会保険労務士会も労働相談やあっせんに対応しており、必要に応じて指導権限のある福岡労働局への誘導、訴訟を見据えた福岡県弁護士会への相談等といった法的手段への移行など、適切な選択肢についての説明を行っています。

また、他の機関との連携については、福岡労働局が主催し、福岡県内の労働相談に携わる行政機関等によって構成される「労働相談・個別紛争解決制度関係機関連絡協議会」に構成員として参加し、情報交換や意見交換、共同パンフレットの作成を行うことを通じて、連携を図っております。

(稲又議員)

本県の労働者支援事務所における適切な労働相談業務の遂行について、人づくり・県民生活部長の決意を伺います。

(人づくり・県民生活部長)

労働者支援事務所には、毎年度、約7,000件のご相談が寄せられており、働く皆様の雇用と生活を守る機関として、労働者支援事務所は重要な役割を果たすものであると認識しております。

したがって、まずは労働者、使用者、県民の皆様に労働者支援事務所のこと

を知っていただくこと、その利便性を高めていくことが大事になってまいります。このため、先ほど課長が答弁申し上げたとおり、労働者向けのセミナーや相談会等様々な機会を捉えて周知を図ってまいるとともに、オンラインによる労働相談の実施等により利便性向上に努めてまいります。 |

今後とも、労働者支援事務所が、多くの皆様にとって、気軽に労働相談ができ、労働環境の向上につなげることができる出先機関としての役割を果たせるよう、その取組をしっかりと進めてまいります。

(稲又議員)

実際、労働者の視点で見れば、労働相談に行くには、会社との関係性もありますので勇気がいります。また、オンラインといってもメールのやり取りですので、やはり直接話をしないと分からないこともあると思います。さらに利便性向上を図っていただけますようお願いいたします。